

平成28年第7回若狭町議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月1日若狭町議会第7回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
13番	大塚季由君	14番	小堀信昭君
15番	小林和弘君	16番	松本孝雄君

2. 欠席議員（1名）

12番	藤本勲君
-----	------

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	藤本 齊	書記	北清水 佳代
--------	------	----	--------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村 良隆
教育長	玉井 喜廣	会計管理者	蓮本 直樹
総務課長	中村 俊幸	政策推進課長	森川 克己
税務住民課長	橋本 清考	環境安全課長	深水 滋
福祉課長	小堀 勝弘	健康課長	高橋 久直
地域医療・介護 センター事務長	二本松 正広	建設課長	谷口 壽
水道課長	岡本 隆司	産業課長	森下 精彦
観光交流課長	泉原 功	パレオ文化課長	飛永 恭子
歴史文化課長	永江 寿夫	教育委員会 事務局長	木下 忠幸

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第69号 若狭町農業委員会委員等の定数を定める条例の制定について

- 日程第 4 議案第 70 号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 71 号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第 72 号 若狭町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 73 号 若狭町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 74 号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 75 号 若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 76 号 集落基盤整備事業実施計画の変更について
- 日程第 11 議案第 77 号 平成 28 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第 78 号 平成 28 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 79 号 平成 28 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 80 号 平成 28 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 81 号 平成 28 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 82 号 平成 28 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 83 号 若狭町梅加工体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 84 号 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 85 号 嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 86 号 四季彩館の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 87 号 若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 88 号 町道路線の変更について
- 日程第 23 議案第 89 号 町道路線の認定について
- 日程第 24 請願第 4 号 政府への「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願

(午前 9時14分 開会)

○議長（松本孝雄君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました平成28年第7回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

師走に入り、今年も余すところ1カ月となりました。本年を振り返りますと、舞鶴若狭自動車道三方五湖PAスマートICの整備工事の着工、若狭瓜割エコ住宅団地の分譲開始、熊川宿重伝建選定20周年記念行事などで何かと忙しい1年でありましたが、多大な成果をあげることができたのではと思っています。これもひとえに皆様方の御努力のたまものと深く感謝と敬意を表するものであります。

本定例会に提出されます議案につきましては、条例の改正や平成28年度一般会計ほか各会計の補正予算、指定管理者の指定等21件であります。

議員各位には、十分な御審議をお願いするものであります。

議員並びに理事者各位には、健康に十分に御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査8月分、9月分の結果報告書がお手元に配付のとおり、報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、平成28年第7回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さんおはようございます。

本日ここに、平成28年第7回若狭町議会定例会を招集をさせていただきましたところ、議員の皆様には、極めてお忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本当に月日がたつのは早いものでございまして、今年最後の月を迎えることとなりました。12月4日には、三方湖の冬の風物詩であります「たたき網漁」の初漁も行われ

る予定になっており、いよいよ冬の訪れを感じております。

そんな中、先週末の11月26日、27日の両日にわたりまして、熊川宿一帯で「若狭熊川宿重伝建選定20周年記念事業」が実施をされました。

事業の内容を申し上げますと、昨年「日本遺産」に認定されました熊川宿の重要伝統的建造物群保存地区選定20周年の歩み、そして、今後、未来に向かってさらなる発展を目指したまちづくりのための基調講演やパネルディスカッションが行われました。

この中で、各地でまちづくりに取り組んでおられる方と地元の関係者との交流も深めることができ、今後のまちづくりに生かされるものと期待をいたしております。

次に、今年度から、県や美浜町、若狭町、JA、各漁協組合などとともに、一丸となって取り組んでまいりました「三方五湖周辺地域」の世界農業遺産及び日本農業遺産への認定につきましては、非常に残念ながら、今回は見送りとなりました。

伝統漁法と知識システムなどにつきましては、評価が高かったものの、生業複合システムである漁業と農業の関連性につきましては、説明が必要であるとの指摘を受けております。今後は、今回の審査の内容を精査をいたしまして、引き続き次回の申請に向け運動を続けてまいりたいと考えております。

また、北陸新幹線の敦賀以西のルートにつきましては、年内の決定に向けて大詰めを迎えており、現在、小浜－京都ルートが大きくクローズアップをされております。そういった動きを受けて、今週末の12月3日には、小浜のJA若狭で高速交通体系シンポジウム、そして、翌日の4日には、北陸新幹線小浜－京都ルート実現に向けた総決起大会が福井県自治会館で開催される予定になっております。ぜひとも地域全体で機運を高め、北陸新幹線小浜－京都ルートの実現を目指していきたいと考えております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、条例の制定及び一部改正が7件、計画の変更に関する案件が1件、補正予算につきましては、平成28年度若狭町一般会計補正予算をはじめ、特別会計、企業会計合わせて6件、指定管理者の指定に関する案件が5件、町道路線の変更及び認定に関する案件が2件をお願いいたしております。

議員の皆様には、十分御審議いただき、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（松本孝雄君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番、今井富雄君、6番、原田進男君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（松本孝雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月1日から12月21日までの21日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの21日間に決定しました。

～日程第3 議案第69号から日程第9 議案第75号～

○議長（松本孝雄君）

日程第3、議案第69号「若狭町農業委員会委員等の定数を定める条例の制定について」から日程第9、議案第75号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第69号から議案第75号までの7議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第69号「若狭町農業委員会委員等の定数を定める条例の制定について」であります。本案は、農業協同組合法等の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布されたことに伴い、農業委員会の委員等の定数を定めたいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第70号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」、議案第71号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。これらの案につきましては、平成28年8月8日出されました人事院の勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のもの及び教育長の期末手当の額の改定、また、一般職の職員の給料の改定を行うため、提出するものであります。

次に、議案第72号「若狭町税条例の一部を改正する条例の一部改正について」、議

案第73号「若狭町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について」でありますが、いずれの案も所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、平成29年1月1日から施行されることに伴い、条例の改正が必要となりますので、提出するものであります。

次に、議案第74号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」でありますが、本案は、若狭町国民健康保険の事業において、今後の保険給付費などの歳出の見込みや歳入の見込みなどにより、国民健康保険税の税率及び税額を改正する必要があるので、提出するものであります。

次に、議案第75号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でありますが、本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条により、介護保険法の一部改正が行われたことに伴い、条例の改正が必要となるので、提出するものであります。

以上、7議案につきまして説明を申し上げました。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（松本孝雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の7議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号から議案第75号については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております7議案については、各常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第10 議案第76号～

○議長（松本孝雄君）

次に、日程第10、議案第76号「集落基盤整備事業実施計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第76号「集落基盤整備事業実施計画の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本計画は、平成27年度より、生産性の向上と農業経営の安定を図り、また、魅力ある農村集落を形成するために制定したものでありますが、今回、事業量の追加等により計画を変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松本孝雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第11 議案第77号から日程第16 議案第82号～

○議長（松本孝雄君）

次に、日程第11、議案第77号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」から日程第16、議案第82号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第77号から議案第82号までの6議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第77号「平成28年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,344万8,000円を追加し、予算の総額を110億9,247万円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税が3,917万1,000円の増額、国庫支出金が1,511万1,000円の増額、県支出金が4,439万9,000円の増額、町債が3,350万円の増額などとなっております。

歳出につきましては、まず、人件費につきまして、4月以降の人事異動による職員の配置及び年度中の職員の退職による調整、また、人事院勧告に基づく給与等の改正による調整により、一般会計全体の人件費で1,559万8,000円の減額となります。

人件費以外の歳出の主なものにつきましては、民生費では、後期高齢者医療事業に961万3,000円、一般障害者事務費事業に1,659万9,000円、地域生活支援事業に512万3,000円などを計上しております。

続いて、衛生費では、再生可能エネルギー導入推進事業に1,550万円などを計上しております。

次に、農林水産業費では、経営体育成支援事業に1,173万6,000円、土地改良事業に2,092万円などを計上しております。

また、土木費では、道路新設改良全般事業に750万円、道路改築事業に3,403万円などを計上しております。

さらに、教育費では、瓜生小学校改修事業に900万円、上中中学校改修事業に1,800万円などを計上しております。

次に、議案第78号「平成28年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ87万2,000円を減額し、予算の総額を20億2,422万2,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金が2,203万6,000円の増額、療養給付費等交付金が2,500万9,000円の減額、県支出金が189万1,000円の増額などとなっております。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者支援金等が59万8,000円の減額、介護納付金が14万9,000円の減額、保健事業費が25万7,000円の増額などとなっております。

次に、議案第79号「平成28年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ210万円を追加し、予算の総額を1億904万1,000円とするものであります。

歳出では、往診用の車両の購入等により、総務費を210万円増額しております。

次に、議案第80号「平成28年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ395万4,000円を追加し、予算の総額を19億7,198万3,000円とするものであります。

介護保険事業勘定におきまして、歳入の主なものでは、国庫支出金が498万6,000円の増額、県支出金が393万6,000円の減額、繰入金が249万5,000円の増額などとなっております。

歳出の主なものにつきましては、総務費が322万3,000円の増額、地域支援事業費が40万円の増額などとなっております。

また、介護保険サービス事業勘定では、居宅介護予防支援事業費の増額により、サービス事業費を40万円増額しております。

次に、議案第81号「平成28年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ464万9,000円を追加し、予算の総額を1億7,840万6,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、消費税納付金の増額等により、総務管理費を433万9,000円増額するものであります。

次に、議案第82号「平成28年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」であります。収益的支出において、診療所事業費用の給与費を632万4,000円増額するものであります。

以上、6議案につきまして説明を申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしく御願いいたします。

○議長（松本孝雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の6議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております6議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております6議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第17 議案第83号から日程第21 議案第87号～

○議長(松本孝雄君)

次に、日程第17、議案第83号「若狭町梅加工体験施設の指定管理者の指定について」から日程第21、議案第87号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」までの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第83号「若狭町梅加工体験施設の指定管理者の指定について」から議案第87号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」までの5議案について提案理由の説明を申し上げます。

これら5議案につきましては、それぞれの施設において、指定管理の期間が今年度末で満了いたしますので、平成29年度からの指定管理の相手方の指定に関する議案を提出させていただいております。

今回、指定管理者を指定させていただきます施設につきましては、産業課関係では、若狭町梅加工体験施設を有限会社かみなか農楽舎に、嶺南地域有害鳥獣食肉加工施設を合同会社若狭ジビエ食房に、嶺南地域有害鳥獣処理施設を株式会社ゼロカンパニーにそれぞれ指定させていただきたいと考えております。

また、観光交流課関係では、道の駅「四季彩館」を株式会社西野土木に、若狭町観光ホテル「水月花」を有限会社せくみ屋に指定管理させていただきたいと考えております。

以上、5議案につきまして説明を申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議をお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(松本孝雄君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の5議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております5議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております5議案については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第22 議案第88号・日程第23 議案第89号～

○議長(松本孝雄君)

次に、日程第22、議案第88号「町道路線の変更について」及び日程第23、議案第89号「町道路線の認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第88号「町道路線の変更について」及び議案第89号「町道路線の認定について」提案理由の説明を申し上げます。

この2案につきましては、井ノ口地係町道18号線の改良工事の完了に伴い、関係する町道路線の変更及び認定をしたいので、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長(松本孝雄君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第24 請願第4号～

○議長(松本孝雄君)

次に、日程第24、請願第4号「政府への農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願」を議題とします。

本日までに受理しました請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

お諮りします。

議案審査のため、明日2日から6日までの5日間、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松本孝雄君)

異議なしと認めます。よって、明日2日から6日までの5日間、休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午前 9時48分 散会)